

第2次千葉市DV防止・被害者支援基本計画進捗状況調査票

※自己評価欄・・・○=概ね実施できた △=一部実施できた ×=実施できなかった

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	実施内容に対する令和元年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	令和元年度自己評価	令和2年度の実施計画			
基本目標1 暴力を許さない地域づくりの推進	1. 暴力防止のための教育の推進	(1) 幼少期からの暴力を防止するための人権教育の推進	■保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校において、心身の発達段階に応じ、幼少期から、他者を尊重し、暴力を防止するための人権教育を推進する。	区役所職員研修やDVスーパービジョン開催を広く周知し、保育所(園)・幼稚園職員が具体的支援方法について学ぶ機会が持てるよう図る。保育指針・教育要領に基づく教育・保育を行い、人に対する愛情と信頼感、人権を大切にすることを育てる。	区役所職員研修やDVスーパービジョン開催を広く周知し、保育所(園)・幼稚園職員が具体的支援方法について学ぶ機会が持てるよう図る。	DVスーパービジョン参加者数 保育所(園)12名	○	DVスーパービジョン開催を広く周知し、具体的支援方法について学ぶ機会が持てるよう図る。			
					各園等において、保育者が子ども達一人一人と愛情をもち接することや、子ども同士のつながりを大切に接することで、自己肯定感や相手を思いやる心の育ちにつなげている。		○	令和2年度は、保育所(園)・幼稚園職員等を対象にした研修を計画。また、引き続き各園巡回時に保育内容や子どもとの関わり方に対する助言を実施。			
					小中特別支援学校の管理職や人権教育担当者に対して、生命・人権・人格を重んじた人権教育の研修を実施する。	・R1.6に人権教育担当者に対して、R1.7に小中高特別支援学校の管理職に対して生命・人権・人格を重んじた人権教育の研修を実施した。	研修参加者数 170名	○	小中高特別支援学校の管理職や人権教育担当者に対して、生命・人権・人格を重んじた人権教育の研修(紙面研修)を実施する。 人権教育担当研修→R2.6 管理職特別研修→R2.7		
					(2)若者に向けたデートDV予防教育の推進	■関係機関と連携し、デートDV予防プログラムの活用等、若者(中・高・大学生)を対象とした「デートDV」の予防教育を推進する。	高・大学生等を対象としたデートDV出前講座を実施する。 出前講座実施数(年6回予定) H26:3回→H33:24回(H28~33の累計)	千葉女子専門学校・淑徳大学において出前講座を実施	出前講座実施校 2校(3回)	○	出前講座を3回実施する(予定)
						中学生向けデートDV予防プログラムが活用されるよう周知し、自校で実施できる中学校を増やす。また、すでに実施している中学校を支援する。	中学生向けデートDV予防プログラムが活用されるよう周知し、自校で実施できる中学校を支援した。 大権中学校、高洲第二中学校	支援した中学校 2校(2回)	○	デートDV予防プログラムが活用されるよう、中学校に対し周知・支援を行う。	
						中学生向けデートDV予防プログラムを活用して、中学校で実施する。 実施校 H26:2校⇒H33:20校	中学生向けデートDV予防プログラムを活用して、デートDV予防教育を中学校1校で実施した。(3月実施予定の1校が休校のため不可)	実施した中学校 1校	△	中学生向けデートDV予防プログラムを活用して、中学校で実施する。 実施予定校数 3校	
			若年層に向けてデートDV予防啓発リーフレットを配布する	デートDV予防啓発リーフレットを市内全中学2年生へ配布した。	8,500部	○	デートDV予防啓発リーフレットを市内全中学2年生へ配布し、普及啓発を図る。				
		2. 暴力防止のための広報・啓発の推進	(3)DV・暴力に関する正しい理解の普及促進	■DV相談カードやリーフレット、ホームページ等の広報媒体や市民向け講座等により、何がDV・暴力にあたるか、また、理由に関わらず、DV・暴力は許されるものではないことについて、広報・啓発を行う。	DVリーフレットを作成・配布し、相談窓口の周知及び暴力は許されるものではないことについて普及啓発を行う。	DVリーフレットを作成し、市内公共施設・保育所・医療機関等に配布。相談窓口の周知及び暴力は許されるものではないことについて普及啓発を行った。	22,500部	○	DVカードを作成、関係機関へ配布し、市民等が手に取りやすい場所に設置することにより、相談窓口の周知を行う。		
					男女共同参画センターで、DVIに関する市民向け講座を実施する	公民館共催事業として「若者のためのデートDV予防講座(保護者対象)」を新宿公民館・幕張公民館・大権中学校で実施した。 また、「誰もが知って欲しいDVのこと」を男女共同参画センターで、「DV被害者支援養成講座」をまほろばのおひさま保育園、鎌取コミュニティセンターで実施した。	実施講座数 6講座 受講者数 308人	○	DVIに関する市民向けの講座を実施する。		
				■妊娠中の女性及びパートナー等へ広報媒体を活用し、DV・暴力に関する正しい理解の普及啓発を行う。	DV・暴力に関する記事の掲載された広報媒体等を活用し、母子健康手帳発行時に妊娠中の女性及びパートナーへ配布する。	配偶者暴力相談支援センター及び婦人相談員の連絡先が掲載された冊子「子育てナビ」を妊娠届出時に全数配布した。 子育てナビ内に配偶者暴力相談支援センターの相談先を掲載し、配布した。	妊娠届出数 6,623件	○	令和元年度と同様に実施		
						○	令和元年度と同様。				
(4)暴力を根絶するための地域・社会に対する広報・啓発活動の推進	■「女性に対する暴力をなくす運動」やDV防止のための「パープルリボンキャンペーン」を児童虐待防止のための「オレンジリボンキャンペーン」と併せて実施する。	男女共同参画センターでDVIに関する図書、資料などの展示を行う。	男女共同参画センター(情報資料センター)で展示を行ったほか、DVIに関する講座を実施する際に、関連図書の紹介を実施した。また、女性に対する暴力をなくす運動の際に関係資料の展示を実施した。	—	○	男女共同参画センター(情報資料センター・情報展示コーナー)でDVIに関する図書、資料などの展示を行う。					
		女性に対する暴力をなくす運動(内閣府が推進する運動であり、女性に対するあらゆる暴力の根絶と女性の人権の尊重をうたったもの)を実施する。	男女共同参画センター(情報資料センター)での関連資料展示、及び内閣府作成のポスター・リーフレットの掲示・配布	—	○	女性に対する暴力をなくす運動に関連した事業を実施する。					
		R元.11.12千葉県と共催で「女性に対する暴力をなくす運動」街頭キャンペーンを千葉そごう前広場で実施した。		○	令和元年度と同様。						

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	実施内容に対する令和元年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	令和元年度自己評価	令和2年度の実施計画
					女性・子どもへの暴力防止に賛同するキルトのツリーへオレンジとパープルリボンをつけてもらうキャンペーンを実施(中央区ふるさとまつり、千葉市ハーモニープラザエントランスで実施)	2か所実施	○	オレンジリボン(虐待予防)キャンペーンに合わせ、パープルリボン(DV防止)キャンペーンを実施する。
					R元.10.20中央区ふるさとまつりでキルト型ツリーにオレンジリボンとパープルリボンを取り付け、オレンジ・パープルリボンバッジを配布した。		○	令和元年度と同様。
		(5)関係者等による暴力防止のための啓発・支援、早期発見と相談窓口等の情報提供の推進	■福祉・医療・教育の関係者や民生委員・児童委員等、様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、支援活動において、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。	様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、各支援者により、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。(こども家庭支援課:研修の主催、その他の関係課:研修実施協力、受講勧奨)	6区保健福祉センターで、DVIに関する職員研修を実施した。(5~6月)	研修参加者数 49名	○	令和元年度と同様。
			■乳幼児健診や乳幼児の家庭訪問等、母子を支援する機会が多い保健師、助産師、看護師等にDVIに対する専門的知識を深めるための研修を実施し、日頃の支援において、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。	母子保健業務に関わる保健師や助産師、看護師等を対象にDVIに関する専門的知識習得のための研修会を実施し、各支援者により、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。(こども家庭支援課:研修の主催、健康支援課(区健康課):研修実施協力、受講勧奨)	DVIに関する研修会「DVの基礎知識と母子保健における被害者支援」を開催したほか、千葉県主催のDV及び児童虐待に関する研修会について区健康課へ周知し、受講勧奨を行った。受講勧奨したDVIに関する県研修 ①DV・児童虐待相談新任職員研修(Ⅰ部・Ⅱ部) ②DV・児童虐待相談担当職員研修 ③DV職務担当者被害者支援スキルアップ研修	研修「DVの基礎知識と母子保健における被害者支援」 (R1.11.25開催) 15名参加	○	健康課職員向けの虐待予防研修会において、DVIに関する内容も含めて実施するほか、千葉県主催のDVに関する研修会を案内する。
					DVと虐待の関連や支援の実際について、専門職向けに学ぶことができるよう、母子保健担当職員向け研修を実施した。その他に、区役所職員研修やスーパービジョンの開催周知をし、研修機会を確保した。	母子保健担当者研修 参加者数 14名	○	令和元年度と同様。
基本目標Ⅱ 相談体制等の充実	3. 相談窓口の周知の強化	(6)相談窓口等、被害者支援制度の周知の推進	■DV相談カードやリーフレット、ホームページ等を活用し、相談窓口等、被害者の支援制度を広く市民に周知し、被害者を相談につなげる。	DV相談カードやリーフレット、ホームページ等の広報媒体を活用し、相談窓口を周知する。	DVリーフレットを作成し、市内公共施設・保育所・医療機関等に配布。相談窓口の周知及び暴力は許されるものではないことについて普及啓発を行った。	22,500部	○	DVカードを作成、関係機関へ配布、市民等が手に取りやすい場所に設置することにより、相談窓口の周知を行う。
				自殺対策ホームページにDVIに係る相談先を掲載する。	自殺対策ホームページに「千葉市配偶者暴力相談支援センター」のリンクを掲載		○	ホームページへの掲載を継続する。
					子育て支援情報サイト「子育てナビ」への掲載及び冊子版子育てナビへの記載・配布	冊子版子育てナビ 配布:30,000部	○	子育て支援情報サイト「子育てナビ」への掲載及び冊子版子育てナビへの記載・配布
				母子保健サービスが記載されたハンドブックにDVの相談先を掲載し、母子健康手帳発行時等に配布する。	配偶者暴力相談支援センター及び婦人相談員の連絡先が掲載された冊子「子育てナビ」を妊娠届出時に全数配布した。また、地域保健推進員による生後2か月児訪問にて、配偶者暴力相談支援センターの相談先の掲載された冊子「こんにちは赤ちゃん」を配布した。	妊娠届出数 6,623件 R1年度地域保健推進員による訪問数のうち、乳児訪問件数5,534件	○	令和元年度と同様に実施
				■周知にあたっては、様々な国籍の方や高齢者、障害者、男性等、被害者のニーズに応じて配慮する。			○	国際交流課のホームページで公開及び、国際交流協会の窓口での配架を継続する。加えて、入国管理局脇のスペースでも配架を行う。また、内容が更新されたリーフレットの翻訳依頼があった場合は、翻訳して最新版に差し替える。
				ホームページで公開されている外国語のリーフレットの情報を更新し、リーフレットの活用を図る。	ホームページでの周知及びリーフレットの配架を行った。	—	○	ホームページでの周知及びリーフレットの配架を引き続き実施する。
					男女共同参画課で作成した6か国語の啓発リーフレットを掲出するとともに、ホームページで情報提供を行った。		○	定期的に情報を更新したうえで、継続的な情報提供を行う。
				在宅高齢者については、高齢者虐待以外の可能性(DV)を視野に入れながら、施設入所以外の方法についても柔軟に検討し、被害者支援を行うとともに、相談窓口の周知を行う。	高齢者虐待に対して、施設での一時保護の他、在宅サービスの導入などの調整を行い、見守り体制の強化を各区分で行った。被害者とともに加害者への生活支援を行い、虐待の防止に繋げた。相談窓口の周知についてはパンフレットの配布など周知を市民に対し行った。	高齢者虐待認定件数1 04件 うちDV 35件	○	在宅高齢者の虐待防止のため、高齢者虐待以外の可能性(DV)を視野に入れながら、施設入所や在宅支援体制の構築、加害者支援の方法についても柔軟に検討し、虐待の早期発見を行うとともに、相談窓口の周知を行う。
	高齢障害支援課と連携し、婦人相談による相談を行った。		○	令和元年度と同様。				

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	実施内容に対する令和元年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	令和元年度自己評価	令和2年度の実施計画
				各区保健福祉センターの「障害者虐待防止センター」にて、障害者虐待に関する通報・相談等の対応を行う中でDVの相談先に関する周知を行い、必要時婦人相談員と連携を図り相談を行う。	各区保健福祉センターの「障害者虐待防止センター」にて、障害者虐待に関する通報・相談等の対応を行う中で必要があればDVの相談先に関する周知を行い、必要時婦人相談員と連携を図り相談を行う体制をとった。	養護者による障害者虐待通報15件 うちDV1件(虐待認定0件)	○	各区保健福祉センターの「障害者虐待防止センター」にて、障害者虐待に関する通報・相談等の対応を行う中でDVの相談先に関する周知を行い、必要時には関係各所と連携を図り対応を行う。
				男女共同参画センターにおいて、男性電話相談を周知し実施する。	相談者の状況により必要時、高齢障害支援課と連携を図り、相談を行う体制をとった。		○	令和元年度と同様。
				男女共同参画センターにおいて、男性電話相談を周知し実施する。	男性臨床心理士による男性電話相談を周知、実施した。		○	男性公認心理師により男性電話相談を実施する。
		【再掲】 (5)関係者等による暴力防止のための啓発・支援、早期発見と相談窓口等の情報提供の推進	【再掲】 ■福祉・医療・教育の関係者や民生委員・児童委員等、様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、支援活動において、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。	【再掲】様々な分野の支援者を対象に研修等を実施し、各支援者により、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。 (こども家庭支援課:研修の主催、その他の関係課:研修実施協力、受講勧奨)				
			【再掲】■乳幼児健診や乳幼児の家庭訪問等、母子を支援する機会が多い保健師、助産師、看護師等にDVに対する専門的知識を深めるための研修を実施し、日頃の支援において、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。	【再掲】母子保健業務に関わる保健師や助産師、看護師等を対象にDVに関する専門的知識習得のための研修会を実施し、各支援者により、暴力防止のための啓発や支援、被害者の早期発見や相談の勧奨等、被害の未然防止や被害者支援につながる取組を推進する。 (こども家庭支援課:研修の主催、健康支援課(区健康課):研修実施協力、受講勧奨)				
4. 相談体制の充実	(7)専門相談員による相談・支援の充実	■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等の相談窓口において、専門相談員が、被害者の意向を尊重し、自己決定ができるよう、必要な情報の提供等の支援を行う。	配偶者暴力相談支援センター、各区こども家庭課、男女共同参画センターで相談を実施するとともに、情報提供を行う。	配偶者暴力相談支援センター及び各区こども家庭課で相談を実施し、情報提供を行った。	相談件数 3,084件	○	令和元年度と同様。	
				ハーモニー相談(女性相談)を実施し、情報提供を行った。	—	○	ハーモニー相(女性相談)を実施し、情報提供を行う。	
				婦人相談員等が相談に応じる際、相談者の意向や希望を尊重し、相談者が自己決定できるよう必要な助言を行った。		○	令和元年度と同様。	
				相談員が相談に応じる際、相談者の意向や希望を尊重し、相談者が自己決定できるよう必要な助言を行った。	—	○	相談員が相談に応じる際、相談者の意向や希望を尊重し、相談者が自己決定できるよう必要な助言を行う。	
	(8)専門職による相談・助言機能の充実	■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等において、弁護士による法律相談や精神科医・心理士による相談等、専門相談・助言機能(巡回相談含む)を充実する。	配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センターで被害者支援を行う中で、必要に応じて法律相談、カウンセリング、精神科医師の個別相談を実施する。	配偶者暴力相談支援センターで被害者支援を行う中で、必要に応じて、個別法律相談、カウンセリングを実施した。	法律相談 19件 カウンセリング 0件	○	令和元年度と同様。	
				男女共同参画センターで被害者支援を行う中で、必要に応じて法律相談、精神科医師の個別相談を実施した。	法律相談 16件 (うちDV 6件) 医師相談 12件 (うちDV 5件)	○	男女共同参画センターで被害者支援を行う中で、必要に応じて法律相談、精神科医師の個別相談を実施する。	
	(9)専門相談員の資質向上	■各種研修や事例検討、スーパーバイズ、外部研修等により、相談員の職業倫理や専門知識、援助技術を高め、適切な被害者支援を行う。	相談に携わる職員向けの研修を実施するとともに、外部研修の参加を積極的に促し資質の向上とスキルアップを図る。	相談に携わる職員向けの研修を実施するとともに、外部研修の参加を積極的に促し資質の向上とスキルアップを図った。		○	令和元年度と同様。	
				スーパービジョンを実施する他、弁護士との事例検討会を実施。	スーパービジョン5回 弁護士との事例検討会6回	○	令和元年度と同様。	
				弁護士又は被害者支援団体スタッフ等による個別相談を実施し、支援方針の検討を行う。	弁護士又等による個別相談を実施し、相談終了後は相談員と支援方針の検討を行った。	法律相談 19件	○	令和元年度と同様。

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	実施内容に対する令和元年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	令和元年度自己評価	令和2年度の実施計画				
		(10)被害者の状況に応じた相談体制の充実	<p>■様々な国籍の方から相談を受ける際、生活習慣や文化の違いに配慮するとともに、通訳を介して相談ができるように関係機関等と連携を図る。</p> <p>■高齢者虐待や障害者虐待の可能性も視野に、高齢者・障害者関係機関等と連携を図る。</p> <p>■男性の様々な悩みや不安について、男性の専門相談員による電話相談を行う。</p>	<p>様々な国籍の方の相談に対応できるよう、国際交流協会と連携を図り、通訳を介して相談にあたる。また、様々な国籍の方が置かれている立場を十分理解し相談にあたる。</p> <p>【再掲】在宅高齢者については、高齢者虐待以外の可能性(DV)を視野に入れながら、施設入所以外の方法についても柔軟に検討し、被害者支援を行うとともに、相談窓口の周知を行う。</p> <p>【再掲】各区保健福祉センターの「障害者虐待防止センター」にて、障害者虐待に関する通報・相談等の対応を行う中でDVの相談先に関する周知を行い、必要時婦人相談員と連携を図り相談を行う。</p> <p>【再掲】男女共同参画センターにおいて、男性電話相談を周知し実施する。</p>	国際交流協会において、外国人からの相談対応を行った。	相談件数(離婚・DV) 53件	○	引き続き、国際交流協会にて、相談にあたる。				
					様々な国籍の方が置かれている立場を十分理解し相談にあたるよう配慮した。(三者通訳サービスを利用する事例はなかった。)	—	○	様々な国籍の方の相談に対応できるよう、国際交流協会と連携を図り、通訳を介して相談にあたる。また、様々な国籍の方が置かれている立場を十分理解し相談にあたる。				
					様々な国籍の方が置かれている立場を十分理解し相談にあたる。		○	令和元年度と同様。				
基本目標Ⅲ 被害者の安全確保の徹底	5. 一時保護体制の整備	(11)関係機関との連携による一時保護体制の整備	<p>■関係機関等と連携し、被害者の安全を確保するための一時保護体制を整備する。</p>	各区子ども家庭課が、千葉県女性サポートセンター、母子生活支援施設、民間団体等と連携し、被害者の負担を軽減し安全面に配慮しながらDV被害者の一時保護を行う。	千葉県女性サポートセンター、母子生活支援施設、民間団体等と連携し、被害者の負担を軽減し安全面に配慮しながらDV被害者の一時保護を行った。	女性サポートセンター 13件 母子生活支援施設 14件 民間シェルター 1件	○	令和元年度と同様。				
						(12)民間シェルターへの支援	<p>■多様なニーズに応じた一時保護体制を整備するため、民間シェルター等への支援を行う。</p>	千葉市民間シェルター運営支援事業(補助金を交付し、運営などについて連携する)を実施する。	千葉市民間シェルター運営支援事業を実施した。	利用実績 1世帯	○	令和元年度と同様。
						(13)広域的な対応の整備	<p>■被害者の安全を確保するため、県外への避難を可能とするよう、県外施設との連携を図る。</p>	県外の施設への一時保護をする際には広域的な対応により、安全に一時保護ができるよう配慮する。	県外の施設への一時保護をする際には広域的な対応により、安全に一時保護ができるよう配慮した。		○	令和元年度と同様。
	6. 被害者の安全確保	(14)被害者の安全を守るための制度の利用支援の充実	<p>■被害者等に危害が加わるおそれがある場合は、被害者に警察の支援対応について情報提供し、意思を確認したうえで、警察と連携を図り、被害者の安全を確保に努める。</p> <p>■保護命令制度や住民票の交付制限等の情報提供と申し立て等の支援を行う。</p>	被害者に危害が加わる恐れがある場合に、警察への相談を勧奨するとともに、保護命令時に「安全対策票」を活用し、警察に情報提供を行い、被害者の安全を確保する。	被害者に危害が加わる恐れがある場合に、警察への相談を勧奨するとともに、保護命令時に「安全対策票」を活用し、警察に情報提供を行い、被害者の安全を確保した。	安全対策票 1件	○	令和元年度と同様。				
				被害者へ保護命令制度についての情報提供を行い、必要に応じて申し立ての支援を行う。また、保護命令を申し立てた後、裁判所から書面提出を求められた際には、書面を作成する。	保護命令制度や住民票の交付制限等の情報提供と申し立て等の支援を行う。	保護命令書面提出 1件	○	令和元年度と同様。				
		(15)情報管理と安全確保の徹底	<p>■相談窓口や各種手続きを行う窓口、保育所(園)や学校等において、被害者の安全を確保するため、個人情報の漏えい防止を徹底する。</p>	区役所職員などを対象とした研修(主催:子ども家庭支援課、受講:区窓口担当課)で加害者対応について多くの職員が学び、加害者への情報漏えいが起こらないよう細心の注意を払う。	区役所や保育所などを対象とした研修で加害者対応について職員が学び、加害者への情報漏えいが起こらないよう細心の注意を払った。	研修参加者数 49名	○	令和元年度と同様。				
				個人情報を保護し、漏えいを防止するための仕組みについて整備する。	職員の情報セキュリティ意識の向上を図るため、情報セキュリティ研修や訓練等を実施する。		○	職員の情報セキュリティ意識の向上を図るため、情報セキュリティ研修や訓練等の取組を引き続き実施する。				
			各区子ども家庭課が情報管理と安全確保を行い、個人情報の漏えい防止を徹底した。		○	令和元年度と同様に実施。						
			保育所(園)や学校において情報管理を徹底する。	学校に対して転出入時にDVIに係る個人情報が漏洩しないよう指示を徹底する。転出入関係書類については教育委員会同士のやりとりとし、学校へは知らせないように配慮する。	DV関連転出入関係書類教育委員会経由 40件	○	DVIによる転校の連絡が入った際、関係機関に状況を確認し、学校へ個人情報が漏洩しないよう指示を徹底する。相手先教育委員会と連絡を取り合い、転出入関係書類は教育委員会が間に入り、学校への情報を制限する。					

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	実施内容に対する令和元年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	令和元年度自己評価	令和2年度の実施計画		
			■被害者の申請に基づき、住民基本台帳の閲覧制限、住民票の写し等の証明書や税証明の交付制限等を行い、被害者の安全を確保する。	DV担当職員を配置し、安全に留意して窓口で支援措置の申請受付を行う。	DV担当職員を配置し、安全に留意して窓口で支援措置の申請受付を行った。		○	DV担当職員を配置し、安全に留意して窓口で支援措置の申請受付を行う。		
					DV被害者の安全に留意し、税証明の交付制限を行う。	・支援措置申出書の写し又は通知書に基づき、市税事務所市民税課・市税出張所において税務オンライン端末により、税証明の交付制限に係る登録を行う。 ・税証明の交付制限に係る登録が完了したのものについて、課税管理課はリストを作成(更新)し、オンライン登録及び当該リストをもとに支援措置申出者に係る税証明発行申請があった際の発行可否の確認を行う。		○	令和元年度の実施内容について、取り組みを継続する。	
			■被害者を支援する施設・団体・支援者等の特定につながる情報は加害者に知られないよう秘匿とし、被害者と支援者の安全を確保する。	支援を行う施設や団体の所在地の秘匿を守り、また、支援者の情報の扱いにも注意し、被害者の安全管理を徹底する。	被害者を支援する施設・団体・支援者等の特定につながる情報は加害者に知られないよう秘匿とし、被害者と支援者の安全管理を徹底した。		○	令和元年度と同様。		
		(16)危機管理体制の充実	■加害者からの追及があった場合の対応等について、マニュアルを整備するとともに、実践的な研修を実施し、被害者の安全を確保するための危機管理体制を整備する。	加害者からの追及に対応した支援者向けの安全管理マニュアルを作成する。	配暴センターマニュアルを作成し、危機管理体制の整備を行い被害者の安全確保に努めた。		○	令和元年度と同様。		
				加害者からの追及に対応した支援者向けの研修を実施する。	区役所職員などを対象とした研修内で加害者対応についての講義を行った。	研修参加者数 49名	○	令和元年度と同様。		
		基本目標Ⅳ 被害者の自立と生活再建の支援	7. 被害者の負担軽減に配慮した相談手続き体制の整備	(17)二次的被害の防止体制の整備	■被害者の二次的被害を防ぐため、各部署の窓口職員等を対象とした研修を充実する。	二次被害を防ぐためのDVの知識及び心構え等を身に付ける職員研修を実施する。(主催:こども家庭支援課、受講:区窓口担当課)	被害者の二次被害を防ぐため、職員研修を実施した。	研修参加者数 49名	○	令和元年度と同様。
				(18)行政機関等で行う諸手続きの支援体制の整備	■様々な相談窓口を訪れる被害者の負担や不安を軽減するため、相談共通シートを窓口で共有し、活用する。	区役所職員向けDV研修を実施し、相談共通シートの周知と活用の推進をする。(主催:こども家庭支援課、受講:区窓口担当課)	区役所職員向けDV研修を実施し、相談共通シートの周知を行った。	研修参加者数 49名	○	令和元年度と同様。
					■諸手続きのワンストップ化に向けて、他市の情報を収集し、実施に向けた検討を行う。	諸手続きのワンストップ化に向けて、他市の情報を収集し、実施に向けた検討を行う。	県内の関係機関が集まる連絡会等で情報交換を行った。		○	令和元年度と同様。
	■円滑な転所(園)・転校・就学手続きを支援するため、必要な情報提供と支援を行う。			保育所(園)については各区こども家庭課、学校については学事課にて必要な支援及び情報提供を行う。	各区こども家庭課が必要に応じて情報提供を行った。 DVによる転校の連絡に対して関係機関に状況を把握し、学校に必要な情報提供や児童生徒及び保護者等への対応について助言する。		○	DVによる転校の連絡に対して関係機関に状況を確認し、学校に必要な情報提供や児童生徒及び保護者等への対応について助言する。		
	■区役所や保健福祉センターで行う諸手続きが安全かつ円滑に進むよう、千葉県DV関係機関対応マニュアルの改訂を行う。			DV関係機関マニュアルの改訂を行う	千葉県DV関係機関対応マニュアルの改訂を実施した。		○	令和元年度と同様。		
8. 被害者の自立と生活再建の支援の充実	【再掲】(7)専門相談員による相談・支援の充実			【再掲】■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等の相談窓口において、専門相談員が、被害者の意向を尊重し、自己決定ができるよう、必要な情報の提供等の支援を行う。	【再掲】配偶者暴力相談支援センター、各区こども家庭課、男女共同参画センターで相談を実施するとともに、情報提供を行う。 【再掲】婦人相談員等が相談に応じる際、相談者の意向や希望を尊重し、相談者が自己決定できるよう必要な助言を行う。					
	【再掲】(8)専門職による相談・助言機能の充実			【再掲】■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等において、弁護士による法律相談や精神科医・心理士による相談等、専門相談・助言機能(巡回相談含む)を充実する。	【再掲】配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センターで被害者支援を行う中で、必要に応じて法律相談、カウンセリング、精神科医師の個別相談を実施する。					
	(19)被害相談証明書の発行等	■配偶者暴力相談支援センターにて、国民健康保険の加入や住民票の交付制限等、各種手続きに必要な被害相談に係る証明を発行する。	被害者の負担を最小限にとどめ、安全に留意しつつ、各種証明を発行する。	被害者の負担を最小限にとどめ、安全に留意し各種証明の発行を行った。	証明発行279件 支援措置証明 248件	○	令和元年度と同様。			
	(20)同行支援の充実	■被害者の生活再建を円滑に進め、諸手続きに関わる負担を軽減するため、支援者による同行支援を行う。	民間団体への委託により同行支援を継続して行う。	民間団体への委託による同行支援は行われなかった。	0件	○	令和元年度と同様。			

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	実施内容に対する令和元年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	令和元年度自己評価	令和2年度の実施計画	
		(21)経済的な支援	■生活保護、児童手当、児童扶養手当等、各種制度を活用することで、被害者の経済的支援を行う。	各区相談窓口にて、児童扶養手当等の申請や生活保護の相談を案内するなど、経済面の支援を行う。	各区社会援護課窓口にて、生活保護の相談・申請を受け付けるとともに、児童手当などの各種相談窓口と連携を図りながら、生活に困窮する者に対して支援を行った。	延相談：4,284件 申請：3,583件 開始：3,092件 (R元年度)	○	各区社会援護課窓口にて、生活保護の相談・申請を受け付けるとともに、児童手当などの各種相談窓口と連携を図りながら、生活に困窮する者に対して支援を行う。	
		(22)就労の支援	■各区保健福祉センターの就業相談員が相談に応じ、ハローワーク等と連携し、各種就労制度を活用することで、被害者の支援を行う。	各区相談窓口にて、ひとり親家庭を対象とした職業訓練の案内をし、就労の相談に応じる。	各区相談窓口にて、ひとり親家庭を対象とした職業訓練の案内をし、就労の相談に応じた。	児童扶養手当受給者 5,426人	○	令和元年度と同様。	
		(23)住居の確保に向けた支援	■市営住宅の優遇措置入居制度や民間賃貸住宅入居支援制度等を活用し、被害者の住宅確保のための支援を行う。	DV被害者に対して、市営住宅入居の優遇措置を実施する。 DV被害者に対し民間賃貸住宅入居支援制度を実施し、民間賃貸住宅へ入居しやすいよう支援する。また、「市すまいアップコーナー」で民間賃貸住宅の情報を提供する。	DV被害者に対して、市営住宅入居の優遇措置を実施した。 市の住宅施策に関する情報提供や助言を行うとともに、入居の際の家賃債務保証料の一部を補助する。	優遇措置実施数 15件 相談件数168件 成約件数10件 補助件数3件 (内、DV被害者相談数1件)	○ △	引き続き、DV被害者に対して、市営住宅入居の優遇措置を実施する。 令和元年度と同様、相談、補助事業を実施する。	
		(24)各種支援制度の情報提供・活用の支援	■現住地に住民票が無くとも、子どもの予防接種や健康診査受診を可能とするなど、被害者の生活再建に必要な各種サービスについて、被害者のニーズに応じた情報を適切に提供し、制度の円滑な活用を支援する。	居住地の保健福祉センターにおいて、乳幼児健康診査や予防接種をはじめ、子どもの年齢に応じた母子保健サービスや保護者の健診等健康づくりに関する情報を提供し、利用できるよう関係機関との連携を図る。	居住地の保健福祉センターにおいて、乳幼児健康診査や予防接種をはじめ、子どもの年齢に応じた母子保健サービスや保護者の健診等健康づくりに関する情報を提供し、利用できるよう関係機関との連携を図る。	本市に住民登録のないDV避難者が、本市制度による定期予防接種を希望した場合には、市民と同様に実施している。	5名	○	令和元年度と同様に実施。 令和元年度と同様。
				保育、国民健康保険、年金等、居住地に住民票が無くとも利用できる各種支援等の情報を提供し、制度活用の支援を行う。	保育、国民健康保険、年金等、居住地に住民票が無くとも利用できる各種支援等の情報を提供し、制度活用の支援を行った。	○	令和元年度と同様。		
				保育、国民健康保険、年金等、居住地に住民票が無くとも利用できる各種支援等の情報を提供した。	—	○	保育、国民健康保険、年金等、居住地に住民票が無くとも利用できる各種支援等の情報を提供する。		
		(25)自立支援講座の実施	■男女共同参画センター等において、被害者の自立支援やエンパワメントに資する講座を実施する。 注エンパワメント：個人が社会の一員としての自覚と能力を高め、力を持った存在になること。	女性のための自立支援講座及びエンパワメントの講座を実施する。	女性のためのエンパワメント講座を実施。	実施講座数 1講座 受講者数 12人	○	女性のためのエンパワメント講座を実施する。	
		(26)母子生活支援施設への措置等	■安全を確保し、自立を支援するため、母子生活支援施設に措置するとともに、県と連携し、婦人保護施設の入所を支援する。 ■母子が安全な環境で自立を図るため、必要に応じ、県外の母子生活支援施設での措置等、広域的な対応を図る。	母子生活支援施設に措置するとともに、県と連携し、婦人保護施設の入所を支援する。	母子生活支援施設に措置するとともに、県と連携し、婦人保護施設の入所を支援した。	母子生活支援施設延べ世帯数 387世帯 女性サポートセンター13件	○	令和元年度と同様。	
				被害者の安全に配慮し、他自治体への移送・受け入れに向けて、広域的な連携を行う。	被害者の安全に配慮し、他自治体への移送・受け入れに向けて、広域的な連携を行った。	○	令和元年度と同様。		
		(27)ステップハウスの利用支援	■民間団体と連携し、ステップハウスに係る情報を提供し、円滑な利用を支援する。	避難後の被害者へステップハウスの情報提供を行い、新たな生活基盤を築くための準備を支援する。	避難後の被害者へステップハウスの情報提供を行い、新たな生活基盤を築くための準備を支援した。	○	令和元年度と同様。		

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	実施内容に対する令和元年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	令和元年度自己評価	令和2年度の実施計画		
9. 被害者等へのケアの充実		【再掲】(8)専門職による相談・助言機能の充実	【再掲】■配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等において、弁護士による法律相談や精神科医・心理士による相談等、専門相談・助言機能(巡回相談含む)を充実する。	【再掲】配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センターで被害者支援を行う中で、必要に応じて法律個別相談、心理個別相談、精神科医師個別相談を実施する。						
		(28)被害者の心身の回復支援の充実	■こころの健康センターや各区保健福祉センターの精神保健福祉相談の中で、必要な支援及び情報を提供する。	こころの健康センターや各区健康課の精神保健福祉相談の中で必要な支援及び情報を提供する。	精神保健福祉相談で必要な情報を提供する。	相談延件数1,116件(うちDV16件)	○	精神保健福祉相談の中で必要な支援及び情報を提供する。		
					精神保健福祉相談の中で必要な情報提供を行った。	相談延件数4,837件(うちDV3件)	○	精神保健福祉相談の中で必要な支援及び情報を提供する。		
					男女共同参画センターの精神科医による相談を活用し、被害者の心身の回復を図るとともに、必要な支援及び情報を提供する。	男女共同参画センターの精神科医による相談を活用し、被害者の心身の回復を図るとともに、必要な支援及び情報を提供した。	相談件数 12件(うちDV 5件)	○	男女共同参画センターの精神科医による相談を活用し、被害者の心身の回復を図るとともに、必要な支援及び情報を提供する。	
					男女共同参画センターにおいて、自助グループ等(グループ相談)によるサポートを実施する。	男女共同参画センターにおいて女性カウンセラーが同席のうえ、グループでの相談を実施した。	グループ相談実施数 24回 参加者数延べ 8人	○	男女共同参画センターにおいて女性カウンセラーが同席のうえ、グループでの相談を実施する。	
					自助グループの活動を支援し、必要な被害者へ自助グループの情報を提供する。	グループ相談を実施し、同じような問題を持った方たちへの情報提供等のサポートを行った。	—	○	女性カウンセラー同席によるグループ相談を月1回実施する。	
		(29)DVのある環境で育った子どもへのケアの充実	■被害者とその子ども達の自尊心を回復し、暴力によらない対等な関係を築く事を学ぶ心理教育プログラムを実施する。	DV被害者とその子ども達の心理教育プログラムを実施する。	DV被害者とその子ども達の心理教育プログラム(びらぶプログラム)を実施した。	低学年対象 4組参加	○	令和元年度と同様。		
					■児童相談所と連携し、必要に応じて子どもの心理的ケアを実施する。	児童相談所の心理判定員と連携し、必要に応じて、子どもの心理的ケアを実施する。	児童心理司により、DV環境下にあったことによる心理面へのダメージに対し必要なケアを実施する。	○	児童心理司の適切な配置、研修等による資質向上の上、被虐待児(DV事例含む)への心理面への支援を継続する。	
		基本目標V 施策推進体制の整備	10. 関係機関等との連携の強化	(30)要保護児童対策及びDV防止地域協議会の運営	■警察、女性サポートセンター、弁護士、医療機関、民間支援団体など、DVに関わる機関との情報交換・連携を図るとともに、被害者等の早期発見や適切な保護を図るため、個別家庭の情報共有や支援内容を協議する。	要保護児童対策及びDV防止地域協議会を開催し、児童虐待やDVケースについて情報共有を図り、支援内容の協議を行う。	要保護児童対策及びDV防止地域協議会を開催し、児童虐待やDVケースについて情報共有を図り、支援内容の協議を行った。	代表者会議(書面開催)1回 実務者会議16回 個別ケース検討会議 258回	○	令和元年度と同様。
						■警察、弁護士会との連絡会議や事例検討会等を主催し、情報を交換するとともに、連携体制を強化する。	法テラスと関わりのある弁護士を含む千葉県弁護士会の弁護士と連携を図る。	法テラスと関わりのある弁護士を含む千葉県弁護士会の弁護士と連携を図った。	法律アドバイザー 12名選任	○
児童虐待対応連絡会議を活用し、県警と連携を図る。	人身安全関連事案連絡会に参加し、県警との連携強化を図った。						○	令和元年度と同様。		
■千葉県、地方裁判所主催会議等を通じ、情報を交換するとともに、連携体制を強化する。	千葉地方裁判所主催の保護命令に係る関係者会議への参加及び千葉県主催会議及び研修に参加し、被害者支援について意見交換を行い、連携を図る。					千葉地方裁判所主催の保護命令に係る関係者会議への参加及び千葉県主催会議及び研修に参加し、被害者支援について意見交換を行い、連携を図った。	○	令和元年度と同様。		

基本目標	施策の方向	施策名	取組内容	計画事業	実施内容	実施内容に対する令和元年度実績値(数値で表せるものがあれば記載)	令和元年度自己評価	令和2年度の実施計画	
			■医療機関に対して、被害者への相談窓口の情報提供の方法等について周知し、連携を強化する。	DVリーフレット及びDV関係機関対応マニュアルを両市立病院に配布し、DV関係課の支援について周知を図る。	DVリーフレットの継続配置。		○	市立青葉病院及び市立海浜病院の相談窓口等において、DV相談カードを配布する。	
					DVリーフレットを作成し、両市立病院に配布し、相談窓口等の周知を図った。				DV相談カードを作成し、両市立病院に配布し、相談窓口等の周知を図る。
					DVリーフレットを市内の精神科病院や整形外科へ配架し、窓口の周知依頼を行うとともに、被害者を発見した際には連携し、配偶者暴力相談支援センターや警察へ通報することを周知する。				
		(32)民間団体との連携強化	■先進的な被害者支援を行っている民間団体と情報共有を図り、ノウハウを学ぶとともに、連携して事業を実施する。	千葉県主催DV被害者支援民間団体との連携会議へ出席する。	DV被害者支援連絡会議に参加し、関係機関と情報交換を行い連携を図った。		○	令和元年度と同様。	
				千葉市民間シェルター運営支援事業(補助金を交付し、運営などについて連携する)を実施し、入所中の被害者の支援を共に行う。	千葉市民間シェルター運営支援事業(補助金を交付し、運営などについて連携する)を実施し、入所中の被害者の支援を共に行う。	利用実績 1世帯	○	令和元年度と同様。	
		11. 人材の育成	(33)被害者を支援する人材育成の推進	■「DV被害者支援養成講座」の実施、講座修了者へのフォローアップを行い、被害者を支援する人材を育成する。	「DV被害者支援養成講座」を実施し、講座修了者へのフォローアップを行う。	「DV被害者支援養成講座」をまほろばのおひさま保育園、鎌取コミュニティセンターで実施した。	実施講座数 2講座 受講者数 139人	○	DV被害者支援講座を実施する。
			【再掲】(9)専門相談員の資質向上	【再掲】■各種研修や事例検討、スーパーバイズ、外部研修等により、相談員の倫理や専門知識、援助技術を高め、適切な被害者支援を行う。	【再掲】相談に携わる職員向けの研修を実施するとともに、外部研修の参加を積極的に促し資質の向上とスキルアップを図る。				
					【再掲】スーパービジョンを実施する他、弁護士との事例検討会を実施。				
					【再掲】弁護士又は被害者支援団体スタッフ等による個別相談を実施し、支援方針の検討を行う。				
		12. 施策推進のための調査研究	(34)被害者支援及び加害者対策のあり方についての調査研究	■民間団体等における加害者更生プログラムの調査研究や他自治体の取組について調査し、今後の加害者対策の参考とする。	民間団体等における加害者更生プログラムの調査研究や他自治体の取組について調査する。	内閣府や県主催の研修に参加した際に、加害者更生プログラムの調査研究や他の自治体の取組事例について情報収集を行った。		○	令和元年度と同様。
		■被害者支援に係る国や他自治体、民間団体等の取組について、推進状況を調査し、今後の被害者支援施策の参考とする。	被害者支援に係る国や他自治体、民間団体等の取組について、推進状況を調査する。	内閣府主催研修や県主催の研修に参加し、国や他の自治体、民間団体等の取組事例について学び情報交換を行った。		○	令和元年度と同様。		
		■相談及び自立と生活再建・被害者等のケアに関する事例を分析する等、被害の実態や支援ニーズ等の状況把握に努め、今後の被害者支援施策の参考とする。	スーパービジョンやDV事例検討会等の機会を通して、相談事例の分析及び状況把握に努める。	スーパービジョンやDV事例検討会等の機会を通して、相談事例の分析及び状況把握に努めた。		○	令和元年度と同様。		